

日弁連総第54号
2013年（平成25年）9月3日

国家公安委員長 古 屋 圭 司 殿

日本弁護士連合会
会長 山 岸 憲 司

面会室内における写真撮影（録画を含む）及び録音についての申入書

申入れの趣旨

当連合会は、刑事施設、留置施設又は鑑別所（以下「収容施設」という。）が、当該各施設において、弁護士が弁護人若しくは弁護人となろうとする者又は付添人若しくは付添人となろうとする者（以下「弁護人等」という。）として、被疑者、被告人又は観護措置を受けた少年（以下「被疑者等」という。）と接見又は面会を行う際に、当該弁護人等に対し、撮影機能を持つ機器及び録音機能を持つ機器の持込み並びに面会室内における写真撮影（録画を含む）及び録音を禁止したり、上記行為による録音又は写真撮影画像（録画を含む）の内容を検査したりすることがないように求める。

申入れの理由

- 1 刑事手続において、弁護人等には諸々の弁護活動を行うことが要請される（弁護権の保障、憲法34条及び37条）。とりわけ接見を通じての秘密交通権は弁護人の弁護権の一内容として保障されている（刑事訴訟法39条1項）。

接見内容の保全に関しては、弁護人等には、弁護活動の一環として被疑者等の言い分等をメモにしたり、被疑者等の身体に残された痕跡等をスケッチすることが認められてきた。録音録画機能を持つ機器の発達した現代において、被疑者等との会話を録音することや、痕跡等を写真撮影したり、将来の鑑定のために被疑者等の言動等を録画したりすることは、科学的、客観的な記録化が可能な点で極めて有効な方法であり、より正確な記録によって将来における争いが少なくなることが期待できる。取調べの可視化（取調べの全過程の録画）が未だ実現していない現状では、電磁的媒体に記録することは、将来の公判において供述の任意性、信用性や責任能力等についての弁護活動に備えるものとして、弁護活動に必要不可欠なものとして位置づけられる。

2 弁護士等が収容施設において被疑者等と接見又は面会を行う際、特に被疑者段階においては、被疑者等の言動や所作等を正確に記録したり、被疑者等が捜査官から有形力行使されたと訴えてきた場合等に、弁護士等が録音や写真撮影等によりその痕跡を正確に保存したりして証拠保全を行い、これを証拠請求することは、従前から弁護活動として広く行われてきたものであり、裁判所においても何ら問題とされることなく証拠として取り調べられてきたところである。

また、拘束直後の初回接見ないしこれに準じる接見時における被疑者の言動を保全して責任能力について争うための証拠とする必要性も高くなってきており、現にビデオ録画されたものが証拠として採用され、公判において証拠調べがなされた事案も現われてきている。

3 ところが、現在、収容施設によっては、面会室内におけるこれらの写真撮影（録画を含む）及び録音を禁止したり、録音や写真撮影画像（録画を含む）の内容の検査を求めるなどしている。

しかし、撮影や録音は被疑者等の言い分の確保をはじめとする確実な証拠保全のための弁護士等のメモやスケッチの作成等に準じるものであり、まさに接見交通に不可欠な手段であって、当然に秘密交通権の保障が及ぶものである。したがって、捜査機関等が弁護士等による接見メモの作成を許可制としたり、これを事後的に閲覧することなどが許されないのと同様に、捜査機関等が接見の際の写真撮影（録画を含む）及び録音を許可制としたり、これを事後的に検査することなども許されるものではない。

また、写真撮影（録画を含む）及び録音によって接見状況を記録する行為は、物品の授受等とは異なり被疑者等との間で何ら物の占有の移転も伴わないから宅下げの対象となるものではなく、刑事訴訟法39条2項の問題も生じず、刑事訴訟法や刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律その他何らの法令上の制限規定も存在しない。

この点に鑑みれば、収容施設の上記対応は明らかに秘密交通権及び弁護権の侵害に該当する違法なものといわざるを得ない。

4 これらは、当連合会の2011年（平成23年）1月20日付け「面会室内における写真撮影（録画を含む）及び録音についての意見書」において表明したとおりであるが、一部の収容施設において、撮影機能を持つ機器及び録音機能を持つ機器の持込み並びに面会室内における写真撮影（録画を含む）及び録音を禁止したり、上記行為による録音又は写真撮影画像（録画を含む）の内容を検査した

りするなど、弁護人の秘密交通権及び正当な弁護活動を侵害していることから、改めて、ここに申し入れる。